

第203回統計委員会議事録

1 日 時 令和6年3月11日（月） 10:00～12:00

2 場 所 総務省第二庁舎7階大会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

椿 広計、津谷 典子、會田 雅人、清原 慶子、久我 尚子、佐藤 香、白塚 重典、
菅 幹雄、富田 敬子、樫 浩一、福田 慎一、二村 真理子、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、小西 葉子、中川 郁夫

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、
厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）、
農林水産省大臣官房統計部長、
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長

政策統括官（統計制度担当）：佐藤総務省大臣官房審議官、重里統計企画管理官、
辻統計品質管理推進室参事官

4 議 事

- (1) 諮問第182号の答申「作物統計調査の変更について」
- (2) 諮問第184号「疾病・傷害及び死因の統計分類の一部変更について」
- (3) 部会の審議状況について
- (4) 令和6年度統計リソース建議に関する予算案等の状況について
- (5) 毎月勤労統計調査の改善に関するWG報告書について
- (6) その他

5 議事録

○椿委員長 それでは、ほぼ定刻となりましたので、ただ今から第203回統計委員会を開催いたします。昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、配布されております議事次第のとおり、答申・諮問などについて説明がありま

す。本日の議事は、以上にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 事務局にてウェブ画面上に資料を投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方双方におかれましても、御発言の際には冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○樫委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

諮問第182号、作物統計調査の変更の答申案につきまして、産業統計部会部会長の樋先生から、御説明よろしくをお願いいたします。

○樋委員 産業統計部会の樋でございます。

それでは、作物統計調査の変更に関する答申案について、報告をいたします。本件につきましては、昨年12月の統計委員会で諮問されました後、2回にわたる部会審議を行いました。部会の審議状況につきましては、先月までの統計委員会において詳細に報告したところです。本日配布されている答申案は、その審議状況を答申の形式に整理したものですので、簡潔に報告をさせていただきたいと思います。

それでは資料1、答申案を御覧ください。まず(1)承認の適否ですが、全体的な結論として、今回の変更については、承認して差し支えないと判断いたしました。

個々の変更事項についての判断は、理由等で順に記載しておりますが、まず、水稻に関する調査の変更について御説明をいたします。

最初の(ア)実測調査を行う箇所数の削減についてですが、cに記載しておりますとおり、標本設計上、最も重視される全国の収穫量に対する誤差について、引き続き3万トン以内に維持されるということなどから、適当としております。

なお、dの部分ですが、更なる筆数の削減の余地もあるということで、これについては、今回の変更による8,000筆による調査をしばらく継続した後には判断するということですので、その際には、統計委員会で改めて確認をするという旨を付記しております。

次に2ページ目の(イ)です。地方農政局等の職員や統計調査員が実測調査の過程で用いる第13号様式について、調査事項の整理・削減を行い、様式を見直すという計画です。

調査事項の優先度を考慮し、行政記録情報等の活用も行いつつ、削減等をするものであるということから、適当としております。

なお、調査事項の変更に伴う集計事項の変更や、代替情報等について、本調査の利用者に対して適切な情報提供を行う必要があるということをご指摘しております。

次の(ウ)ですが、段階的に公表されている水稻の予想収穫量について、その一部の公表を集約するという計画になります。bに記載しておりますとおり、利活用に支障が生じる状況ではなく、事務負担の軽減にも資するものであることから適当としております。

次に(エ)公表時期の変更というところです。これにつきましては、bの最後の2行に記載しておりますが、実態に合わせて調査計画を改めるというものであり、最も重要視されている利活用に支障が生じていないという現状も踏まえ、適当であるとしております。

下の方にまいりまして、イのところですが、水稻以外の作物についての調査方法の変更

です。

農業経営体に対する収穫量調査において、オンライン回答を導入する計画については、回収率の向上や、報告者の負担軽減を図ろうとするものであり、公的統計基本計画にも沿った対応でもあることから、適当としております。

続いて4ページ目、(ア)公表方法の変更です。公表の手段として、印刷物の作成を取りやめるということについては、既にインターネットによるデータ提供により、迅速かつ加工が容易なデータ提供がなされているという状況でもあります。また、報告書作成に係る事務負担の軽減などの理由もあり、適当としております。

それから、次の(イ)調査の実態を踏まえた調査計画の記載の追加ですが、①と②の2点があります。いずれについても、調査の実態を踏まえた調査計画の明確化という観点で、適当と判断しております。

5ページ目、最後の2、過去の答申における「今後の課題」への対応状況について、主産県調査の実施時における全国結果の推計方法の検証ということでしたが、現行の推計方法に支障がなく、代替的に想定される手法よりも優位性があるということから適当としております。

以上、作物統計調査の答申案につきまして、私からの説明を終わらせていただきます。

○樁委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、取りまとめたいと存じます。作物統計調査につきましては、調査の効率化の一環として、2段階の変更が予定されておりまして、本年度はまず農水省の地方職員や統計調査員の方が対応されている実測調査の軽量化等、民間委託以外の事項について変更申請がなされたと伺っております。御報告がありましたとおり、いずれの変更事項につきましても、適当との判断がなされているところであり、今回の変更に沿って、本調査が引き続き円滑に調査が行われる、それを期待したいと思います。

なお、来年度には、この第2段階となります民間委託化などの変更申請がなされる予定と伺っております。まだ少し先の話になりますけれども、そちらにつきましても、皆様、よろしく願いいたします。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

作物統計調査の変更についての本委員会の答申案は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樁委員長 異議なしと存じます。

それでは、資料1を本答申としたいと考えます。

それでは、樫部会長はじめ、産業統計部会に所属された委員の先生方、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

諮問第184号、疾病、傷害及び死因の統計分類の変更について、総務省政策統括官室から

御説明よろしくお願ひいたします。

○熊谷総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 統計基準を担当しております統計審査官の熊谷です。よろしくお願ひします。

それでは、資料2-1と資料2-2を用いまして、御説明いたします。

まず、資料2-2が2月27日付で総務大臣より委員会に対して諮問した文書で、新旧対照表もそれに添付されておりますが、本日はその概要を御説明するために、資料の2-1を用意しておりますので、資料2-1を中心に御説明したいと思います。

資料2-1を御覧ください。まず、1番です。今回諮問の対象となっております疾病、傷害及び死因の統計分類は、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合の統計基準です。

以下本分類と申し上げますが、本分類は、世界保健機関（WHO）が定める、「ICD-10」と国際的に呼ばれております。国際的な分類に準拠して作成・変更されており、これにより公的統計の国際比較可能性の向上を図ってまいったところです。

なお、本分類は、医学に関する高度に専門的な内容です。そのため、変更にあたっては、従前から、まず、厚生労働省において、厚生労働省社会保障審議会の部会の答申も踏まえて変更内容を取りまとめており、今回の変更案も同様の手順を経ております。つまり、既に一旦、医学的に専門的な観点から議論がなされております。

次に、2番です。今回諮問の理由ですが、もともとICD-10に、エマージェンシーコードという言葉があって下に説明がありますが、こういった病気というのは、コロナウイルス感染症が例ですけれども、新しい病気が出てくることがありますので、もとよりこのICD-10というものには、将来の緊急的な使用のためにあらかじめ名称や定義が未定のコード番号、分類項目が用意されていて、必要になったらWHOからその内容と名称等が示されるという仕組みになっております。

それで2段落目ですが、令和2年9月までにWHOがこのコロナウイルス感染症の世界的な流行に伴って、コロナウイルス感染症そのものに関する様々な項目を定義しまして、これについては、この委員会でも令和3年に御議論いただいて、それを受けまして、総務省として令和3年4月にこの本分類の一部改正を告示したところです。

今回につきましては、さらにその後、WHOから追加的にエマージェンシーコードの定義、名称変更がございましたので、それに対応するものです。

ページをおめぐりいただいて2ページです。今回は、コロナウイルス感染症そのものについては既に措置しておりますので、WHOから示されましたのは主に、コロナウイルス感染症に対する予防接種・ワクチンに関するものです。

4つの項目に名称を当てはめるといった改定ですが、(1) U11、U11.9は、分類の階層であり、ほぼ同じものです。「コロナウイルス感染症2019に対する予防接種の必要性」等に名称を変更するというものです。

(2)は、U12及び12.9については、「治療上の使用により有害作用を引き起したコロナウイルス感染症2019ワクチン」に名称を変更するといったものです。

3ページを御覧ください。これは参考までにですが、あくまでもこの委員会で御審議い

ただ結果次第ですが、イメージをつかんでいただくために、今後どういう流れになっていくかについてお示ししたものです。

先ほど御説明したように、厚生労働省の審議会では2月に議論がされております。本日、委員会に諮問の御説明させていただいております。

本日の審議により、統計基準部会の付議を御決定いただいた場合には、明日部会の審議をお願いできたらと思っております。これも部会の審議次第ですが、最も早く順調に御議論いただいた場合には、4月の統計委員会に報告いただけるのではないかと想定しております。

そういったスケジュールで仮に進んだと想定いたしますと、最後にありますとおり、令和6年6月1日には施行できるのではないかと考えております。

4ページ以降の資料につきましては、今まで御説明したことについて、参考までに、4ページについては、統計基準はこういうものだと、5ページと6ページについては、ICDというものはこういうものであると、7ページにつきましては、今回の対象となっているそもそもICDの方では、どういった英文で書かれているのかといったところを御説明した資料です。

説明は以上です。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

本件は、統計基準部会に付託し、詳細につきましては、同部会で御審議いただくことといたします。

なお、同部会の構成員ですが、統計委員会例第2条第2項の規定により、部会に属すべき委員は委員長が指名することとされています。

資料2-3を御覧いただければと思いますが、本件の審議では、この資料2-3部会に属すべき委員等の氏名についてにあるとおり、委員として津谷委員、それから医学系の専門性を持っておられます康永専門委員にも同部会の審議に参加していただくことといたします。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等がありますでしょうか。

富田先生、よろしく願いいたします。

○富田委員 御説明ありがとうございます。

2点、非常に細かい点なのですが、もし御説明が可能であればと、今挙手させていただいております。ただ今の御説明の中で、2ページになりますか、2-1の2ページに当たります変更案の概要のところ、(1)に和訳の例として「コロナウイルス感染症2019に対する予防接種の必要性」等と書かれております。この「等」というところで、どの程度和訳の幅があるといいますか、変更の可能性やバリエーションがあるのか、もしお分かりであれば、説明お願いできますでしょうか。

○熊谷総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 詳しい具体的な修正案につきましては、資料2-2の2枚目の新旧対照表を御覧いただければと思います。例えば左側に言うU11のところですが、現在の基準では内容がありませんのでエマージェンシーコードU11という名前を書いてあるところを、今回左側の変更後に「コロナウイルス感染症2019

に対する予防接種の必要性」というふうに明確に変えます。そのときに11.9というのがありますが、実は11.0から11.9というのが下位分類ということでICD-10のほうで設けられています。今回は特に11.0から11.8を定義せずに、上位の分類全体を11.9で、「コロナウイルス感染症2019に対する予防接種の必要性、詳細不明」と書いてありますが、特に細区分に関わらず、ここに該当するというものであると理解しております。

「等」と、概要の御説明資料で、「等」という文字をつけましたのは、ここに「詳細不明」というのが11.9では付いていますので、そういった意味で「等」とつけさせていただいたところで、今回の変更の案につきましては、そこにある下線が引かれている4つの部分、この文言の通りです。特に振れ幅はありません。

○**椿委員長** 富田委員、よろしいでしょうか。

○**富田委員** ありがとうございます。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。

ほかに御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私の方からコメントしたいと思います。疾病、傷害及び死因の統計分類というのは統計法に基づく統計基準の一つであると説明がありました。人口動態統計並びに患者統計といった基幹統計を作成する上で重要な基盤となります。

今回の変更は、エマージェンシーコードについてWHO（世界保健機関）から示された名称に対応するものであります。菅部会長をはじめとして、統計基準部会に所属の委員の先生方、皆様、審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

部会の審議状況についてです。産業統計部会での農業経営統計調査の変更に関する審議状況につきまして、これも部会長の樋先生から御報告よろしくお願いいたします。

○**樋委員** 樋でございます。

農業経営統計調査の変更に関する産業統計部会の審議状況について御報告をいたします。

本件につきましては、1月の統計委員会で諮問された後、これまで3回の部会を開催しております。

資料3を御覧いただきたいと思います。各回における審議部分を黒丸（●）で示しております。1回目は審議があまり進みませんでしたので、2回目の日程を急遽追加して、その後、3回目の部会を開き、そこで一通り、最後まで審議をいたしました。

1回目につきましては、2月の委員会で既に御報告しておりますので、本日は2回目と3回目の状況を中心に御説明したいと思います。

まず、2の（1）調査系統・調査方法の変更の部分、①と②ですが、これまで地方農政局等の職員などによる聞き取り中心で行われていた調査を民間委託による郵送・自計調査に大きく変更するという計画です。これについては、1回目の部会の際に、変更前後における業務の内容の比較や、農林水産省が行う支援の内容などを明らかにすることが求められておりましたので、3回目の部会で確認をいたしました。

その際の主な意見につきましては、2ページ目の右の上の方の第3回というところです。そこに書かれておりますが、令和9年調査の際に、標本の選定替えが行われることに向け

て、標本が継続している今のうちに、民間委託を導入し、検証とノウハウの蓄積を行う必要があるということについては、一定の理解を示されました。しかし、調査事務に関するオペレーションについての追加質問のほか、民間委託により、直ちに事務負担の軽減の効果があらわれるというわけではないこと、それに加えて、調査方法を大きく変更することになるので、継続性確保のため、民間委託による影響の分析が必要ではないかというような意見がありまして、4回目の部会において、引き続き確認事項が残っている状況です。

次に、③ですが、今回の変更では、オンライン回答について、e-Surveyの利用を追加するという計画でございます。本調査は、そもそも回答事項が非常に多くて、現状では、オンライン回答率は1%にも満たない状況であります。これを考えれば、e-Surveyを導入したからといってオンライン回答が直ちに大きく増えるということは期待できません。しかし今回、データの入力も民間委託される予定であり、e-Surveyが有する審査機能の活用が、調査事務の効率化に資すると考えられることから、これは適当というふうに整理をしております。

④の令和9年調査で予定されている標本替えに向けての対応については、調査全体の整理とも関係いたしますので、次回の部会で答申案を審議する際に取りまとめたと考えております。

(2) 調査事項の変更についてです。変更内容の欄に記載しておりますとおり、変更点は3点ございまして、調査事項の整理・削減、個人経営体用調査票の構成の変更、それから次のページになりますが、プレプリント事項の拡充ということになっております。

①調査事項の整理・削減につきましては、調査事項を見直した際の考え方や判断の基準など、検討のプロセスを明確にしてほしいといった意見が示され、次回部会で引き続き審議することになりました。

それから、次の②個人経営体用調査票の構成の変更は、前回変更時に導入したロングフォームとショートフォームという2つの調査票に分けて、調査票を配り分けるというやり方を、従前のロングフォームに一本化するというものです。これについては調査票の配り分けをやめることで、民間事業者の事務効率化に資するものであるということとともに、一部の調査事項について回答者を限定するという一方で、ショートフォームの負担軽減効果を引き続き残そうというものであることから、適当と整理をいたしました。

それから、次は3ページ目のプレプリントの拡充ですが、今回自計調査中心の調査方法に変更するに当たり、報告者への記入支援としてプレプリントが有効であるとともに、疑義照会を含む審査の効率化にも資すると考えられることから、おおむね適当という判断となっております。「おおむね」と付いているのは、調査表のほぼ全体にプレプリントが導入されることに関しまして、調査票の回答の審査内容について疑義がありまして、4回目の部会において、審査の考え方について改めて審議するという予定になっているためです。

それから大きな(3)集計事項の変更ですが、本調査で行われている指定品目ごとの集計に関する変更です。現在は報告者ごとに品目を一つ指定して、種子代金や肥料代金など、収支項目ごとに全体に占める当該品目の支出とか収入の割合の回答を求めて、それを品目ごとに集計しております。このように品目の割合を答えることについて、報告者の負担が

非常に重くて、調査協力が得られがたいという問題があったことから、今回、対象となる品目の売上げが8割以上の経営体のデータを用いて、当該品目の収支等を集計する方法に変更するという計画です。

変更後の報告は、当該品目を主に生産している経営体のデータであるという意味で、実態に近い結果と言えられることから、おおむね適当と考えております。ただ、変更前後において、異なる集計の内容ということになっておりまして、過去の結果と接続できないことから、利活用上の留意事項について情報提供が必要だという御意見がございました。この点は答申の中でも指摘事項にする方向となると考えております。

次に、(4)調査時期の変更です。個人経営体や法人経営体で今まで分かれていた調査票の配布・回収の時期を基本的に統一するという計画です。

これについては多少委員から疑問が提示されましたが、委託事業者における事務処理の集中・効率化を図ろうというものであるということから、おおむね適当と整理をする予定となっております。

変更事項の最後(5)公表時期の変更は、前回変更時に10月から12月に繰下げた概要結果の公表時期を10月に戻すというものです。これについては、公表早期化の姿勢を否定するものではありませんが、委員等からの主な意見にもありますように、今回大規模な変更が予定されている中で、公表の早期化も合わせて行おうとするのは、スケジュールとして少し無理があるのではないかという意見がありましたほか、今回早期化の理由に挙げられている資材価格の高騰について、そもそも月次調査のような周期の短い調査で、迅速かつ継続的に対応すべきもので、年次調査である本調査で対応するような性格のものではないという御意見など、多くの疑問や意見が出ております。このため、農林水産省に調査事務の工程ごとの所要日数などの追加資料を求め、4回目の部会で調査事業のスケジュールを確認するという事にいたしております。

以上が変更事項についての現状の方向性ですが、資料の最後に記載しております過去の答申における今後の課題への対応状況につきましては、現時点では答えが出る内容ではないということですので、今後の課題として引き継ぐということを確認しております。

以上が2回目と3回目の部会の審議状況ですが、調査系統・調査方法を中心に、まだかなりの確認事項が残っております。3月18日開催の4回目の部会をひとまず最終回というふうに考えておりますが、限られた時間の中で、その確認事項の再審議とともに、答申案の審議を行う必要があります。これまでの審議状況を踏まえると、答申案の取りまとめにかなり手間取るという部分も少なくないと思っているところで、多少懸念しているところです。

私からの説明は以上です。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等あればよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントさせていただきます。今回の申請では、農林水産省の地方職員や統計調査員による聞き取り中心で行われていた調査を、民間委託による、郵送・自計

調査に変更することを含めて、様々な変更を同時に行うことが予定されております。そのようなこともあって、円滑な調査の継続や精度確保の観点から、多くの意見が示され、一通りの審議はなされたものの、先ほど御説明ありましたように、まだかなりの確認事項が第4回の部会において残っているとのことでした。今、樫部会長から説明ありましたように、部会はあと1回の予定ということで、限られた時間の中で部会としてかなり難しい判断を求められる場面もあろうかと思えます。ただ、精度を確保した持続可能な調査として、将来につながる答申案をまとめていただけるように、樫部会長をはじめ産業統計部会に所属の委員の先生方、引き続き御審議のほどよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に入らせていただきます。引き続き、部会の審議状況についてです。昨年10月に新しく設置されたデジタル部会について、先週、第1回目の部会が開催されたとのこと。この部会の審議状況について、部会長の清原先生から御報告よろしく願います。

○清原委員 ありがとうございます。デジタル部会部会長の清原です。

第1回デジタル部会を3月4日月曜日に開催いたしましたので、その内容について御報告をいたします。

出席者は、構成員8名全員に御出席いただきました。本日は、この会議に臨時委員をお務めの株式会社ソシオラボ代表取締役の中川郁夫委員に参加していただいておりますので御紹介いたします。よろしく願います。そして幹事として、北原政策統括官はじめ皆様、事務局として萩野室長、佐藤大臣官房審議官はじめ皆様に御出席いただきました。

議題の1として、部会長代理を會田委員に指名させていただき、御快諾をいただきました。よろしく願います。

続きまして、「デジタル部会の今後の進め方」について、資料4の4ページにお示しましたように、部会長メモを構成員の皆様にお示しをして意見交換をさせていただきました。その内容については了承されましたが、そこでは、今後の進め方について積極的な御意見をいただきました。

例えば、「電子商取引」については、物販、サービス、提供と対象の幅は広く、国内外の取引を含めてボーダーレス化している分野も多いので、「公的統計において把握すべき電子商取引の対象の定義」について検討すべきであるということ、その際には、民間での取組にもアンテナを張っていく必要があるということ、さらに、基本的な課題として、「デジタル部会の使命と今後の議論の進め方」について意見交換をいたしました。そこで、部会長としては、本部会では、現時点では公的統計に関する諮問を受けて審議を行うわけではありませんが、「社会経済のデジタル化の実態把握の在り方」について検討を行っていくということ、さらには、部会長メモに示しましたように、「公的統計のデジタル化」についても含めて、是非建設的、自発的に議論を取りまとめて統計委員会に報告、提案していきたいと、このように御説明をしたところです。

いずれにしても、「電子商取引」については、構成員の皆様の幅広い視点からの問題提起がありまして、特に、デジタル経済については、これまでのお金と物の交換というだ

けではなくて、むしろ「デジタル化によって変化している関係性の質」に関する新たな指標を考える必要性など、非常に重要な問題提起をいただいたところです。

なお、冒頭、北原政策統括官から国会において「デジタル収支」に関する御質問があり、松本大臣から「デジタル収支についての統計整備」に関する答弁がなされたという御報告を受けまして、総務省の情報流通行政局の情報経済室長からその点を含めて更に御説明をいただき、構成員の間で問題意識を共有いたしました。すなわち、「デジタル収支」については国会での注目もあることから、デジタル部会の審議においては、「社会経済のデジタル化に関する公的統計の在り方」について、より積極的に多角的に審議を深めていきたいとの思いを強めたところです。

3番目に、「デジタル経済の実態把握」について、統計委員会担当室の調査研究を踏まえた御報告をいただき、意見交換をしました。その際も、今後の進め方について意見交換をしたときにも問題提起がありましたように、「企業の実態」に即するとともに、「消費者におけるデジタル経済への認識」についても注目をして、しかるべく公的統計としての調査の在り方について深めていきたいということを確認しました。また、「会計システムやビッグデータ」を適切に活用することによって「報告者負担の軽減」も考えられることから、デジタル化を公的統計の調査の過程において、いかに有効に生かしていくかということについて、利用者や報告者視点から深い議論が交わされたところです。デジタルトランスフォーメーション（DX）をいかに対象として認識するかとともに、公的統計の手法として生かしていくかという共通認識が深まったところです。

そこで、部会長メモにも示しましたが、今後、具体的に進めてくださっている企業や地方公共団体、有識者からのヒアリングなどを通して、より一層、構成員の中で今後の方向性として共有された「デジタル部会の使命」を深めて実現していきたいと思っております。

このように、初回からかなり活発な意見交換がなされましたので、構成員の皆様と御一緒に、今後、統計委員会におけるデジタル部会の使命をしっかりと果たしていきたいと思っております。

以上です。どうもありがとうございます。

○**椿委員長** 清原先生、御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か質問等あればよろしく願いいたします。

津谷先生から手が挙がっています。津谷先生、よろしく願いいたします。

○**津谷委員** 質問ではなく、コメントという形で一言申し上げたいと思います。

先ほどお示しいただいた資料4の4ページの、清原先生も何度も言及されております部会長メモの後半の2に示されている本部会で取り扱う事柄ですが、その多くは私が今までいろいろな部会審議その他で申し上げてきたものです。懸念も含めて私が考えていたことがここに見事に全て集約されており、大変うれしく思います。これらについて、この部会で系統的かつ専門的に御審議をいただけるものと思ひ、期待をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○**椿委員長** どうもありがとうございます。本当に期待したいことだと思います。

○**清原委員** 津谷部会長がかねて部会報告で御指摘いただいたデジタル化に関する問題提

起を、当日も実は紹介させていただきまして、構成員のメンバーと共有したところでは、この間、津谷部会長のみならず他の部会からもデジタル化に関する課題について言及していただき、それを私たちが受け止めながら検討を深めていきたいと思っております。

○**樫委員長** ほかにいかがでしょうか。今日、臨時委員として中川先生御出席ですけど、何かコメントを頂戴できれば幸いです。

○**中川臨時委員** 中川です。よろしくお願いいたします。

今回、臨時委員として参加させていただくことになりました。私自身は、デジタルに関してはかなり専門的にやっておりますが、技術の方にフォーカスするというよりも、むしろデジタル化でどんなふうに変えていくか、社会を変えていくかといった視点でいろいろな独自の調査研究をしてきています。今回、特に日本の経済政策に寄与できるような、そんな統計指標などを少し妄想しながら、いろいろと参加させていただこうと思っております。よろしくお願いいたします。

○**樫委員長** どうもありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

私も統計作成プロセス部会に所属しているものですから、DX化がマニュアルとかそういうものに、DX部会が出てきた指針がそういうもののマニュアルまで展開できたらいいなとつくづく思っているところですので、よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今、私もコメントしましたけれども、私からもう一度コメントをまとめさせていただきます。

デジタル部会は、第IV期基本計画のポイントとして盛り込まれた公的統計のデジタル化推進のため、統計委員会に対しても積極的な意見の提示を求められたことに鑑みて、我々統計委員会の機能強化の一環として、デジタル分野に関する事項を戦略的に審議するために新たに設置したと考えられます。

公的統計のデジタル化への対応につきましては、清原先生御指摘のとおり、大きく分けて、統計対象としてのデジタル経済などの実態把握などを目指す観点、それから統計作成プロセスのデジタル化を推し進める観点、この2つがありましたが、公的統計が様々なデジタル化に対応して進展していくということは、将来的に考えて非常に重要なことと考えております。

先般開催されました第1回デジタル部会では、大所高所から非常に活発的な議論や提案がなされたと伺いました。今後、デジタル部会では各府省も交えて議論されていくと存じますけれども、部会長の清原先生をはじめとして、デジタル部会に所属の委員の先生方、審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○**清原委員** かしこまりました。

○**樫委員長** それでは、次の議事に移らせていただきます。

令和6年度統計リソース建議に関する予算案などの状況についてです。

まず、総務省政策統括官室から御説明よろしくお願いいたします。

○**辻総務省政策統括官（統計制度担当）付統計品質管理推進室参事官** 総務省統計品質管理推進室参事官の辻でございます。

それでは、資料5を御覧いただければと思います。

昨年9月27日の統計委員会で令和6年度の統計リソース建議に係る予算等の要求状況について御説明しましたが、その後、実際の令和6年度の予算案がどのようになっているのか、現在、予算案については衆議院から参議院に送られて審議をされておりますが、今回はこの令和6年度の予算案における統計リソース建議に係る予算等の状況について御報告をさせていただくものです。

まず、1ページです。

全体的な状況ですが、統計リソース建議に関連する予算について、昨年11月29日に補正予算が成立しておりますが、その補正予算で令和5年度に先行して措置された分も合わせてみますと総額で約49億円となっております。要求時点では、約53億円というふうに御紹介させていただきましたが、予算審査の中で精査された部分はあるものの、おおむね必要な予算が確保されたものと評価できると考えております。

分野別の内訳については、この資料に記載のとおりですが、個別の項目については後ほど御説明をさせていただきます。

機構については、いずれについても総務省ですが、データの利活用やデジタル化のための体制整備が行われております。

また、定員については、新規増員16人、それから振替72人となっております。新規増員の主なものとして、総務省の調査票情報の二次的利用の見直し・迅速化のための体制整備7人については、総務省への増員措置ということですが、政府全体の二次的利用を推進するための体制整備です。また、その下、農林水産省については、これは要求の際にも御説明をしましたが、農林水産省では各種申請手続の電子化などDXを積極的に推進しておりまして、農林水産省の地方組織などにおいて、データ分析による統計の利活用推進のための体制整備を図るものです。

次に、2ページです。

重点分野の予算案の項目別、それから省庁別の内訳です。合計金額のところを見ていただきますと、リソース建議の重点分野に係る予算案約49億円、これは統計関係予算全体の約1割程度ということですが、御覧のとおり、特に総務省、厚生労働省、農林水産省の3省の金額が大きくなっております。これらについては、いずれもシステム関係の予算が含まれているところが大きくなっていると言えるかと思います。個別の内訳については、御覧のとおりです。

それから、次の3ページですが、こちらは定員関係の項目別、省庁別の内訳です。増員で特に目立つのは、先ほど御説明いたしました総務省、それから農林水産省、そのほか、厚生労働省についても振替と合わせて6人の増員となっております。この厚生労働省の増員については、国民生活基礎調査について、オンライン調査を全面的に実施することに伴い、業務全体の見直しを行い、DXを推進するための体制整備というふうに伺っているところです。

それから次の4ページ以降ですが、個別の項目別の主な事項です。主なものを御紹介しますと、まず、大きな項目(1)第IV期基本計画の推進の中の①社会経済の変化に対応す

る公的統計の整備、国際比較可能性の向上という項目です。例えば内閣府のQ Eの精度向上等のための研究とか、G D P統計に関する国際基準策定プロセスへの参画のための予算、あるいは総務省ですが、月次の基幹統計調査として新たに創設するサービス産業動態統計調査の予算などが計上されているところです。

次に、②品質の高い統計作成のための基盤整備の項目ですが、1つ目の人材の育成・充実については、9月の統計委員会でも人材育成の予算が非常に重要だという御指摘をいただきましたが、オンライン研修の充実のためのコンテンツの強化。既にいろいろ蓄積しているコンテンツがありますが、そういったもののリニューアルやメンテナンスの経費などが総務省の予算として計上されております。そのほか、統計作成プロセス診断の実施などの予算、厚生労働省の統計処理システムの更改に係る予算、国土交通省の統計改革プランを踏まえた対応を行うための予算などが計上されているところです。

次に、5ページですが、③統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成の項目においては、調査票情報の二次的利用のための予算、例えば上から2つ目の総務省の調査票情報をリモートアクセスで閲覧できる仕組みの整備とか、下から2つ目の厚生労働省ではオンサイト施設で利用可能な調査票情報を拡充するための予算などが計上されているところです。また、一番下ですが、厚生労働省の行政記録情報を活用した調査負担の軽減については、後ほど改めて御説明をさせていただきたいと存じます。

次に、6ページ、大きな項目(2)の業務の集中的な見直しの実施です。①の公的統計のD Xの推進については、本日御審議がありました。作物統計調査において人工衛星を活用した水稻の作付判別手法の実用化に向けた実証ですとか、専門調査員が使用する農林水産統計サブシステムの関係予算、それから国土交通省では、ビッグデータを活用した調査の補完・代替に向けた調査研究の予算などが計上されているところです。

それから、②の調査票情報の二次的利用の関係については、前のページで紹介した内容と同様のものが記載されております。

次、7ページ、③業務改革、働き方改革の推進については、一番上の私ども総務省政策統括官室の審査業務支援システムの整備や、国土交通省の建設工事統計において民間の力を活用した業務の効率化に係る予算が計上されているところです。

最後に、大きな項目(3)国際的な動向の把握と連携・協調の確保については、最初に御説明いたしましたG D P統計の関係のものとか、総務省のWell-beingに関する統計整備における諸課題についての調査研究の予算などが計上されております。

8ページです。重点項目以外も含めた統計に係る予算の総額や、国の統計職員数の推移ですが、御覧のとおり令和6年度の予算案については478億円、このほか、令和5年度の補正予算で対応された分が30億円程度あります。このような形で、前年に比べて大幅な増加となっているところです。また、職員数については、令和5年度の現在員数ということになりますが、前年度より増加しています。調査の周期などもありますので、一概に、増えているか減っているかという評価は難しいところですが、予算額や職員数の推移としては、御覧のような状況となっているところです。

最後、9ページです。5ページの予算のところでも少し触れましたが、行政記録情報を

活用した調査負担の軽減の取組について、こちらは御覧のように第Ⅳ期の公的統計基本計画でも取り上げられておりますので、具体例を紹介させていただきたいというものです。厚生労働省の介護サービス施設・事業所調査ですが、統計調査の報告者となる介護サービス事業者の負担を軽減するために、行政記録情報が活用できないか、具体的には、介護保険法に基づく介護サービス情報の公表制度というものがあまして、この中で、インターネットで公表されている介護サービス施設・事業所の基礎的な情報を活用して、調査項目の削減や調査票のプレプリントができないかということで令和3年から検討を行ってきたというものです。

左下の枠ですが、検討の結果、令和4年度調査より、記載のと通りの調査項目の削減、あるいは調査票の記載項目のプレプリントが実施されています。さらに、令和6年度の取組として、さらなる報告者負担軽減を図る観点から、介護保険総合データベースの情報を用いて代替することについて、引き続き調査研究を実施することとしている状況と伺っております。

説明は以上です。

○椿委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

令和6年度の統計リソース建議に関する予算案などの状況につきまして御報告いただきました。補正予算も含めて49億で、かなりきちっとしたものが取れたということでございました。各府省におかれましては、この建議に対応する、特に重点的な取組につきまして、予算案の内容などを踏まえて、しっかりと取組を進めていただきたいと思います。今後も各種課題の解決に必要なリソースの確保に努めていただくようお願いしたいと思いますし、統計委員会も建議などでサポートできればと思うところです。統計委員会としては、今申し上げました、今後もこの統計リソースの確保を含め、各府省の取組は是非サポートしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

厚生労働省、毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書についてです。これにつきましては、厚生労働省からまず御説明いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○角井厚生労働省政策統括官付統計管理官 厚生労働省雇用・賃金福祉統計室の角井と申します。よろしくお願ひいたします。

資料6の資料に沿って説明したいと思います。

最初に、ワーキンググループということで、11ページになりますが、まず、毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループの構成と開催実績です。厚生労働省には、厚生労働統計の整備に関する検討会という親の検討会があり、そこにぶら下がる形で毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループがあります。座長は、加藤先生です。

右側に開催実績があります。令和3年7月に第1回を行い、この1月の第10回で報告書が完成しました。

それでは、1ページ目に戻りまして、まず、ワーキンググループです。御存じのとおり、毎月勤労統計調査はいろいろな事案があり、平成30年1月にローテーションサンプリングを導入しました。その後、順次、検討する課題が残されています。今回のワーキンググループにつきましては、課題はこれで終わりということではありませんので、引き続き検討していく必要があると考えています。

今回のワーキンググループにつきましては、検討課題が左側にありますとおり、まずは季節調整法をやりまして、2番目といたしまして、労働者の変化に伴う課題という大きく2つがあります。

季節調整法につきましては、これまで、古いX-11というプログラムを使っておりまして、ほかの調査につきましては、既にX-12-ARIMAという新しいものを使っております。これに従いまして、我々としても新しいものについてやりたいと考えております。

2番目ですが、母集団労働者数の推計の(1)です。少し細かいですが、毎月勤労統計調査は毎月母集団数を補正しております。母集団労働者が毎月変わる実態を雇用保険データというものと、事業所規模の変更、これは調査データを使っており、これらで補正をしております。この補正につきまして、これまで当てはまりがいいのかどうかという検証をしてきませんでしたので、今回ここでしっかり検証しました。

それから、(2)のベンチマークの更新です。毎月の補正のために、実態とずれてきておりますので、数年に一度、ベンチマークを設定し、それと合わせる処理をしています。

①の令和4年1月につきましてはもう既に終わっております。②ですが、次のベンチマーク更新が6年1月にあります。こちらにつきましては、ベンチマーク更新をしますと当然母集団労働者数にギャップが出てくることとなります。その際の公表方法について検討したところです。後でまた詳しく出てきますので、説明いたします。

2ページ目につきましては、毎月勤労統計調査の概要です。ここは割愛させていただきます。

3ページ目です。季節調整法について、皆様御存じだと思いますが、X-11というのは機械的にできますので、右下にあります系列、これは主な系列ですが、こういう系列それぞれ産業と規模別があり、大体1,000系列ほどあります。これは、毎年1月に1,000系列について全て計算しますが比較的時間がかからずにできていたところです。

これを4ページ目にありますX-12-ARIMAの方法に変えていくということです。精緻に設定できますが、手間、時間がかかります。特に①の外れ値の設定ですが、これは、ほかの調査の担当者にヒアリングをいたしまして、やり方等も手探りでやっているところですが、この設定がなかなか大変です。

②、③、④につきましては、機械的にできるということなので、それほど手間はかかりませんが、最後の⑤の事業診断も、どうしても人の目でチェックすることになりますので、こちら時間もかかります。したがって、1,000系列について全部できませんので、主な代表的なものとしたしまして32系列に絞って、まずはやってみようかと考えております。これが季節調整法です。

5ページ目です。こちらは、毎月勤労統計調査の集計方法とベンチマーク更新のイメー

ジ図です。こちらの右上の赤字で書いてあります、毎月の母集団労働者数の修正ですが、こちらは毎月勤労統計調査独特といいますか、推計のやり方になっておりまして、毎月母集団労働者数を、事業所の新設と廃止がありますので、これを雇用保険データで把握しています。それから、規模の変更も毎月ありますので、これは毎月の調査票データを用いて行っており、これらの比率を算出し、それをそのまま使うのではなくて、適用率0.5というものを掛けて補正します。

これを毎月やっておりますと、その下側にありますベンチマーク更新ですが、数年に一度、最新の経済センサスが公表された時点で、このずれを補正するという作業を行っております。当然、母集団労働者数それぞれの産業・規模の構成が変わりますので、賃金額も変わってきます。この賃金のギャップは当然出てくるということです。これはまた後で説明いたします。

6 ページ目です。先ほど申しました適用率0.5です。こちらがこれまで合理性があったかどうかということです。こちらは、詳細な分析をしましたが、先ほど適用率0.5と申しましたが、これを幾つか分けまして、ここでは3通りの0と0.5と1としています。これを用いまして、どれくらい差が出てくるかということを検証し、図にしたものが7ページ目です。

これは産業計のものですが、青の線、これが現行の0.5です。黄色が1で、そのまま使ったもので、赤が全くしないものです。黒のポチがありますが、こちらはベンチマークの起点と考えてください。これに合わせていけばいいというようなイメージです。

それぞれどの程度乖離が出てくるかというのが右側にあります乖離率です。この期間におきましては、0.5が当てはまるというのではないかという結果が出ました。実際、3通りではなくて10通り、0.1刻みでやりましたが、それでも0.5が一番乖離率は少なかったということでした。したがって、これまで0.5を設定したことにつきましては、一定の合理性があるのではないかという結論になっております。

ただ一方で、これは産業計でやったもので、産業別でやったものにつきましては、その全てで0.5が少なかったということではないので、そこは注意が必要かということです。

また、いずれにいたしましても、この0.5というのは、振り返ってみて0.5が正しかったということは分かりますが、今後についてどうしましょうかという話はなかなか難しいということです。

6 ページの下の方に書いてありますが、雇用保険データによる補正は雇用保険の制度の変更があった場合、変化する可能性があります。そういうことも含めまして、少なくとも事前に政策の影響が見込まれるデータを利用することは、その影響の大きさを十分勘案して慎重に対応すべきだという御意見がありました。

それから、8 ページ目です。ベンチマーク更新です。①につきましては令和4年1月のベンチマーク更新で既に終わったものです。毎月勤労統計調査は民営と公営があります。民営につきましては28年の経済センサス、公営につきましては元年のデータベースフレームを使って推計して行ったということです。

それから、最後の9 ページです。これは次のベンチマーク更新です。先ほど、適用率のところでもいろいろ分析をしたと申しましたが、そこで、次のベンチにつきましては、ある

程度ベンチマークによるギャップが出るのではないかというような試算が出ましたので、令和6年1月のベンチマーク更新の公表につきましては、少し検討した方がいいのではないかとということで始まったところです。

毎月勤労統計調査は過去に遡って修正する遡及改定はしないというような前提がありますので、今回2つの方法を考えました。

1つ目が左側です。これは従来のもので、下の表を見ていただくと分かりますが、下側にありますグレーの線のX-1年の1月、去年の1月のポチがあります。これとX年1月のオレンジの線のポチがあります。従来ですと、これを比較していることになります。従来公表方法を緑字で書いてありますが、これが伸び率になっていたということです。これを今回接続する形にしまして、このオレンジの破線のところのX-1年1月の上の白の丸になっていますが、ここの比較をしたらいいのではないかという案が2つ目で、変更後の公表方法の伸び率を青字で書いてありますが、ここの幅になるということです。

この方法につきましては、10ページにありますとおり、ほかの調査も似たようなことをやっております。消費者物価指数では基準年の更新があった場合につきましては、同じ基準のもの同士の比較をして伸び率を算出しているということがあります。あと家計調査、サービス産業、人口などもそうですが、似たようなことをやっているということで、毎月勤労統計調査につきましても、この方法につきましては特殊なことではないのかなというふうに考えています。

私の方からは以上になります。

○樫委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。白塚先生、よろしくお願ひします。

○白塚委員 ありがとうございます。白塚です。

ベンチマーク更新の扱いについて、前年比をこのように変更されるのは非常にいいと思います。ただ、引き続きレベルで使うときもあるので、この点については、どう考えているのか教えてください。

○角井厚生労働省政策統括官付統計管理官 実数につきましては、修正はできないことになっていますので、これにつきましては、そのままの数値になるということです。

○白塚委員 はい。

○樫委員長 久我先生、よろしくお願ひします。

○久我委員 御説明ありがとうございました。細かい質問で恐縮ですが、乖離率の計算のところでおおむね0.5というのが妥当という話で、御説明の中で産業別にすると必ずしも0.5ということではなくて、注意が必要ということでしたけれども、例えば産業規模であるとか、賃金の水準であるとか、何か規則性のような、産業によって、こういう産業であれば全体と当てはまりが同様であるとか、何か規則性のようなものというのはあったのでしょうか。

○角井厚生労働省政策統括官付統計管理官 ワーキングでも似たような御質問が委員から出まして、我々も16大産業や、規模別でもいろいろ検証しましたが、明確な規則性という

のは見受けられませんでした。先ほど申しましたが、一番動きが大きいのは、雇用保険データのような外部のものを使ってやっているところで影響が大きい、例えば飲食店ですとかパートが比較的多い産業などは高めに出るとか、傾向がありましたが、トータルで見ても何がこうということは見受けられませんでした。

○久我委員 分かりました。ありがとうございました。

○樫委員長 菅先生、よろしくお願いします。

○菅委員 菅でございます。1つ教えていただきたいです。コロナの影響、つまり、推計で雇用保険のデータをお使いだったと思いますが、例えば休業の扱いとか、悩ましいことがあったように思いますが、それについて何か御存じのことがあったら教えていただけたらと思います。

○角井厚生労働省政策統括官付統計管理官 休業はそれほど大きな動きは見受けられませんでした。むしろ、パートタイム労働者がどんどん入ってきて、推計の値がどんどん高くなってきた産業があったというようなことは見受けられました。休業、コロナの影響は、それほど大きなことはなかったかなというふうに記憶しております。

○樫委員長 よろしいでしょうか。樋先生、よろしくお願いします。

○樋委員 これは、質問というよりはお願いですが、この統計は、労働関係の専門家以外の方も非常によく使っていますが、ベンチマークの変更やその影響の知識がないと正しく使えないという問題があると思います。ホームページに非常に詳細な説明が出ていますし、今回もいろいろな対応をしていただけるので、情報はあはずですが、素人が使おうとすると、なかなかそういう細かい情報まで知った上で使うということは非常に難しいと思います。エコノミストなどから、そういうことを知らないと使えないという、苦情というか、嘆きのような声がよく聞こえるので、事前によりよく知らない人も、これを使えば大丈夫だというような系列が出せないものかなと思っております。

使いやすい系列ということになると、当然、今、公表している数値とはいろいろ整合性が失われてしまうという問題がありますので、厚生労働省から公式統計として出すということにはいろいろ差し障りがあるのかと思います。この会議には、役所の方だけではなく学者の方や専門家の方がいらっしゃいますので、素人がこの指標を使えば、断層の存在などあまり難しいことを考えなくても大丈夫というものを、何か提供できないものか、是非専門家の皆さんで考えていただけないか、この場を借りてお願いしたいと思います。

○樫委員長 この点について、何か厚生労働省の方でお考えというか、ある意味、研究課題なのかもしれませんがありませんか。

○角井厚生労働省政策統括官付統計管理官 先生がおっしゃるとおり、これが100点満点のやり方ということは我々思っていませんし、できる限りのことということでやったものです。

ただ、一方で、なるべくユーザーが分析できるように、例えばここでいう参考値と書いてありますが、そういうものについては全て公表しますし、できるだけ我々の使ったもの、分析したものについてはオープンにしていきたいと考えております。

もう一つ、先ほど申しました、これで正しい、おっしゃるとおり誤解が全くないかとい

うことになりますと、そうではないと思いますので、今後、推計方法全体を含めまして我々もう少し考えていきたいと考えております。

○樫委員長 よろしいでしょうか。

いかがでしょう、ほかに御質問等ありますでしょうか。

松村先生、よろしく申し上げます。

○松村委員 今回の樫先生の御意見に関連しますが、4月8日に新系列を公表されるということですので、極力事前に今回のベンチマーク更新や、前年比を計算する際の考え方等について、是非分かりやすくホームページその他で周知いただければと思います。

先ほど樫先生からありましたように、統計に詳しくない方などは、普通そこまで注意を払わないで公表系列同士で前年比を計算し、新聞等で報道されている伸び率と合わないということになります。是非丁寧な周知をよろしくお願い致します。

マクロ経済政策上、賃金の動向というのが足元で極めて注目されている中で、今回の取組みは大変時機を得て重要なものだと思います。引き続きこのような研究を、よろしくお願いできればと思います。

○樫委員長 どうもありがとうございます。それでは、私の方からコメントさせていただきます。厚生労働省からは毎月勤労統計調査の改善に関する検討状況を報告していただいたところです。これらのうち、公的統計基本計画にも上げられている、いわゆる季節調整法や母集団労働者数の推計につきましては、一定の検証成果がまとめられたということで、委員会の方でもかなり高い評価があったと思います。

また、今後予定しているベンチマーク更新に当たって公表方法を工夫するとのことで、これは今、先ほど松村委員からもありましたが、十分な説明といえますか、そういうことが必要なことかと存じました。

樫先生からも、ある意味で使いやすい参考系列というものの研究課題を提示されたところですが、いざにしろ、この種の難しい課題がある中で、厚生労働省におかれまして精力的にワーキンググループの中で検討いただいて、一定の成果をまとめられ、一区切りと言えらると思ひ、そういうものを迎えたものと認識しているところです。

他方、ベンチマークの更新に当たっては先ほどからいろんなコメントが出たところですが、従来と公表方法が変わることや、係数自体への影響も想定されることから、これも先ほどからあったとおり、利用者への説明につきましては十分をお願いしたいと思います。

また、精度向上の課題というものにつきましては中長期的な検討が必要と考えますので、厚生労働省におかれまして、これで終わりということではなくて、調査の改善の取組は引き続きよろしくお願い致します。

どうもありがとうございました。

白塚先生、是非よろしく申し上げます。

○白塚委員 今、ベンチマークの話がいろいろ出ていますが、先ほど質問した前年比の計算するときの参考の系列の1年分、遡及して作成する部分ですが、これは過去の分については作成されないのでしょうか。

○角井厚生労働省政策統括官付統計管理官 今回は、そういう意味では令和5年の12か月

分のみになります。

○**白塚委員** 前年比の意味が変わってくるので、参考として、過去の公表データについても同じように前年比を計算するとどうなるかを公表すると、今みたいな話の分かりやすさとかがもう少し変わってくるのかと思いました。

公表したものは訂正できませんが、同じように計算するとどうなるかという参考系列みたいなのは作れるのではないかと思います。

○**樫委員長** いかがでしょうか。

○**角井厚生労働省政策統括官付統計管理官** 前回のベンチマークまで遡ってやるというのは、計算上はもちろん可能ですがこれまでの整合を踏まえまして検討してみます。ありがとうございます。

○**樫委員長** それでは、追加の検討ですがよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては一応以上のとおり、以上の審議で、報告を承った、あるいは、委員からのコメントが出たという形で整理させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、最後の議題になりますが、今年1月に発生した能登半島地震による各府省の統計調査への対応状況につきまして取りまとめが行われたとのことですので、総務省政策統括官室から御報告よろしく願いいたします。

○**重里総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官** 資料7を御覧いただければと思います。先ほど委員長からございましたとおり、各府省の統計調査における、このたび発災いたしました令和6年能登半島地震による災害への対応状況ということで取りまとめましたので御報告をさせていただきます。

資料の1ページ目の真ん中辺りですが、様々な、各府省、災害の状況を踏まえつつ、その中におきましても統計を適時適切に提供するという観点から、様々な工夫、努力をさせていただいているということです。

数といたしましては、73統計調査において、うち24基幹統計調査ですが、報告がありました。その一覧を各府省の調査ごとにまとめているのがこの資料です。

簡単に、具体例について御報告申し上げます。

例えば以下のところですが、基本的に作成プロセスごとに並んでおります。実査の関係ですが、調査地域や対象の変更ということで、具体例を一つ申し上げますと、4ページ目で、毎月勤労統計調査につきましては、調査区替えをしていたという形の報告がなされております。

2つ目は、被災地域の調査の中止・延期です。こちらは、中止につきましてはかなりピンポイントのところ、被害の大きいところについては中止、特に、月次とか毎月の部分につきましては結果、中止という部分が結構あります。

他方で、周期調査につきましては延期というような形で対応しているという調査が多数あります。様々報告が上がっております。

次のポツから審査集計段階ということです。未調査地域の推計を含む集計方法の変更で

すが、例と申しましては、8ページにあります、月次の商業動態や統計、生産動態調査、統計調査ですが、一部回収できないとかいうところですので、例えば生産動態で申しますと、1の調査対象事業者については連絡を取りまして、取れたところにつきましてはヒアリングでどういった状況かというのを基に推計値を作成しており、他方で、連絡がつかなかったところは生産活動ができていないだろうということで、データはゼロとして処理する、そのような推計、集計を行っているということが報告として上がってきております。

次に、督促・照会の中止というところがありますが、こちらにつきましては、状況を鑑みまして、そのようなところは差し控えていただくというような形の対応を多数の統計調査で取っているところがあります。

他方で、調査自体は中止にはしないのですが、調査客体に寄り添うという観点から、お見舞い状などを同封しつつ回答をお願いするというような対応、これはその後の実査段階にも関係しておりますが、客体に寄り添った対応をしていくという対応が取られているところです。これは督促、疑義照会の中止というところにも関係しますが、そのような対応がなされております。

最後のポツですが、これは公表提供段階ということになりますが、統計ユーザーへの説明と、こちらの方がそのような影響を踏まえながらこのような対応を取った上でのデータであるという旨をしっかりと説明していただくということが品質表示の観点からも大切であるというふうに考えておりますので、そのような対応を取っていただいているというところが、適切に取っていただいているということと考えております。

例で申しますと、4ページ目に人口動態調査がありますが、これは分かりやすいパターンですが、令和5年12月分の速報につきましては、一部の市町における調査票の一部は含まないと、このような事実関係をユーザーに対して説明を行っているというようなことがあります。このような対応を取っていただいております。

取り急ぎ、先月末時点での対応状況を取りまとめた結果は以上です。説明は以上です。

○**樫委員長** 御説明ありがとうございました。

それでは、ただ今の御報告につきまして、何か御質問等あればよろしくお願ひいたします。

菅先生、よろしくお願ひいたします。

○**菅委員** 一つ教えていただきたいのですが、疑義照会を控えると、督促、疑義照会を控えるという文言の表現ですが、これは、しないという意味か、しつこくしないという意味、どちらのニュアンスでしょうか。多分、しないという意味なんじゃないかと思いますが。

○**重里総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官** ニュアンスはいろいろあるかと、そこまでの細かくまではとってありませんので、基本的にしないのではないかと思います、そのように御理解いただければと思います。

○**樫委員長** よろしいでしょうか。

白塚先生、よろしくお願ひいたします。

○**白塚委員** 対応については、例えばこういう月次の毎月出てくる統計が含まれていますが、県別でも出ているものがあるのですが、こうした地域別の集計値の公表はどのように

なるのでしょうか。

○重里総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官 結果の公表自体、細かく調査ごとには見てありませんが、今回の統計調査につきまして、あと、今回の災害状況につきまして、例えば総務省を御覧いただきますと、県の一部の部分について調査困難とか、そのような形の対応というのが多いかと思imasるので、もちろん、数字自体が、石川県、例えばそのままもう出なくなるとか、そのような対応にはなっていないのではないかとというふうに承知いたしているところです。

○樫委員長 よろしいでしょうか。

福田先生、すみません、手が挙がっていました。恐縮です。福田先生、よろしくお願ひします。

○福田委員 対応自体は私も適切ではないかと思imasますが、一つ教えていただきたいのは、かなり能登から加賀といimasるか、石川県の被害の遭っていないところはかなり人が、今、二次避難という形で移動していまして、そこで生活を始めている人とかもかなりいて、その人は調べようと思ったら調べられるとは思imasますが、そういう人たちの統計というのほどのように扱われているのか。仕事をしている人も多分いると思imasますが、そういう人たちはどういう形で対応をされているのか、分かる範囲で教えていただければ、対応自体が悪いとか、そういうのではなくて、どういう形で、今、行われているのかを少し教えていただけるとありがたいと思imas。

○樫委員長 これもよろしいでしょうか。

○重里総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官 正直、すみません、答えは持ち合わせていないというのが一時的な答えです。これが2月末時点ということですので、そのような移動のタイミングとか、そうした意味では少し前のタイミングになってしまうかなというところもあり、今後そのようなこともできるかと思imasますが、そこは調査の趣旨とか、そのような形に応じて必要な対応を取られるということになるのではないかと思いうところでは。

○福田委員 結構だと思imasけれども、調べられるものはきちっと調べて、迷惑がかかるようなところはもちろん配慮するということで、検討いただければと思imas。

○重里総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官 冒頭申し上げましたとおり、このような状況でも必要な統計を可能な限り精度を保ちながら取っていただく、作成させていただくというのが我々の使命ということ、各省の使命と思imasので、そのような対応が取られるものと思imasのでございます。

○樫委員長 これにつきましては、例えば県別の集計については、今後、実際にどういう形で出てくるかということ、統計委員会としても重視するということになるかと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、私の方で取りまとめさせていただきたいと思imas。

まず、このたびの地震によって被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞いを申し上げたいと思imas。そして、お亡くなりになった方々に対しては改めて追悼の意を表させていただきます。

くしくも今日は13年前に東日本大震災で多くの犠牲者が出た、大変悲惨なことだったわけですが、そのときの犠牲者の方々、まだ行方不明の方がいらっしゃると同って、非常に心を痛めているところです。この犠牲者の方々にも改めて哀悼の意を表させていただきたいと思います。

当時の東日本大震災においてもそうでしたが、統計委員会としては、今後も被災地を含む我が国の置かれた状況というのをできるだけ的確に把握し、適切な政策、これは復興政策も含めてですが、これを実施できるように、調査の実施におきまして、特に被災された地方公共団体の皆様と十分に連携、調整し、今回のように現実を踏まえた対応をする必要があると考えております。この点につきましては、今日お取りまとめいただいたところで、非常にきちんとされていると思うところです。

また、いずれにしても今回のように調査対象とか、調査方法などに特別の取扱いを行う場合には、その内容や当該地域のデータの集計上の取扱いなどを結果の公表に併せて分かりやすく情報提供していただく、これは先ほど福田先生も含めて皆様がおっしゃられたことと思います。

また、公表期日をやむを得なく変更する場合には事前にその旨を公表することも重要と考えます。

各府省の統計幹事の皆様方におかれましては、このような点につきましても留意して適切に御対応いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日用意いたしました議題は以上となります。本日の議事録につきましては委員の皆様方に確認をいただいた上で、統計委員会運営規則第5条の規定に基づき、議事録は委員会に報告するものとされているために、ホームページに公開の形、これに代えさせていただきます次第です。

それでは、次回の統計委員会の日程につきまして、事務局から連絡よろしく願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は調整中ですので、日時、場所につきましては別途連絡いたします。

以上です。

○樫委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第203回統計委員会を終了したいと存じます。本日はどうもありがとうございました。